

市営墓地の草刈りを実施します

市営墓地内の通路等共用部分や空き区画等の草刈りを順次実施します。
作業場所をう回いただく等のご不便をおかけする場合がありますが、ご理解とご協力をお願いします。
場所 滝の川墓地、空知太墓地、江部乙墓地、19丁目墓地
期間 7月1日(水)～8月12日(水)
※天候により期間が変更になる場合がございます。
問い合わせ
関くらし支援課Tel28-8013



福祉

重度心身障害者・ひとり親家庭等・子ども医療費 受給者証の更新

現在お持ちの受給者証は7月31日(金)が有効期限となっています。各医療費助成制度に引き続き該当する方には資格要件などを確認して有効期限までに新しい受給者証を送付します。

証を送付します。転入などにより所得の確認ができない方については、所得照会に関する同意書の提出が必要となります。7月中旬に書類を送付しますので、記入のうえ提出してください。受給者証や更新手続きの書類が届かない場合はお問い合わせください。
関保険医療課Tel28-8018

特定疾病療養受療証の更新

現在お持ちの国民健康保険特定疾病療養受療証は、7月31日(金)が有効期限となっています。更新該当者には、新たな受療証を送付します。

送付予定日 7月17日(金)
関保険医療課Tel28-8016

重度身体障がい者のタクシー利用料金助成

次の①～⑦に該当する方に対してタクシーの基本料金を助成します。
対象
① 下肢または体幹機能障がい者(児) 1級または2級
② 視覚障がい者(児) 1級
③ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障がい者(児)で1級または2級
④ 一上下肢機能全廃者(児) 1級ま

いたためには、更生保護の取り組みに対する国民一人ひとりの理解と協力がより一層必要となります。滝川市では、社会を明るくする運動のさまざまな取り組みを通じ、「保護司」をはじめとする更生保護ボランティアの存在や役割を広く国民に知ってもらうことを展開します。皆さんのご理解とご協力をお願いします。
関福祉課Tel28-8024

上下水道料金の軽減

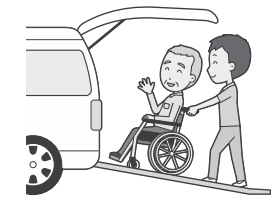
次に該当する方は、申請により上下水道料金が軽減されます。
なお、市税が未納の方は軽減を受けることができませんので、未納がないことをご確認ください。
① 生活保護等世帯
② 70歳以上の単身世帯で、令和8年度の市税が非課税の世帯
③ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭または父子家庭で、次のア～エのいずれかに該当する子を扶養している令和8年度の市税が非課税または均等割のみ課税の世帯
ア 満20歳未満の子
イ 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている子
ウ 療育手帳A判定の交付を受けている子
エ 精神障害者保健福祉手帳1級

たは2級
⑤ 上肢機能障がい者(児) 1級または2級
⑥ 上下肢機能障がい者(児) 1級
⑦ 内部障がい者(児) 1級で手帳に下肢障がい者(児)記載がある方
※ただし、次の方は助成の対象になりません。
令和8年度市税が課税されている方、病院に入院または施設に入所している方、自動車税種別割等の減免を受けている方、要介護3以上の認定者でリフト付きタクシー等利用料助成を受けている方
申請に必要なもの 身体障害者手帳、印鑑
受付開始 6月26日(金)
申請場所 福祉課、江部乙支所
関福祉課Tel28-8022

健康

たきかわっこ マタニティクラス

① たまご編「マタニティライフを楽しむ」
日程 7月30日(木)
内容 妊娠中に知っておきたいこと、マタニティ体操、交流
② ひよこ編「お産・育児のイメージレッスン」
日程 8月28日(金)
内容 お産・赤ちゃんがいる生活についてのお話、マタニティ体操、交流
【共通事項】
時間 13時30分～15時30分
場所 保健センター
対象 妊娠16週以降の妊婦の方(パートナーも参加可)
持ち物 母子手帳、飲み物(水かお茶)、動きやすい服装
申込 各開催日3日前までに保健センター窓口または電話で申し込



国民年金保険料の免除・納付猶予申請

経済的な理由などにより、保険

料を納めることが困難な方が免除や猶予を申請できる制度があります。
● 免除制度
申請者本人とその配偶者(別居中の配偶者を含む)ならびに世帯主のいずれも前年所得(令和7年1月～12月までの収入)が定められた基準以下に該当する場合、保険料が全額免除または一部免除となります。
● 納付猶予制度
50歳未満の方で本人、配偶者(別居中の配偶者を含む)の前年所得が定められた基準以下に該当する場合、保険料の納付を最長で10年先延ばしにできます。
ただし、一部免除の可能性がある場合はどちらかを選択できます(猶予承認期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、保険料を追納しないと年金額には反映されません)。
免除・納付猶予期間 令和8年7月分～令和9年6月分
受付開始 7月1日(水)
申請場所 保険医療課、江部乙支所、砂川年金事務所Tel52-3890
申請に必要なもの 年金手帳または基礎年金番号通知書などの基礎年金番号が分かるもの、本人確認書類(運転免許証など)、失業中は雇用保険受給資格者証が雇用保険被保険者離職票等の写し

料理(くり)のくり
テーマに合わせた料理を作りま
み。
関健康づくり課Tel24-5256

日時 ① 7月23日(木) ② 8月28日(金) 10時～12時30分
場所 まちづくりセンター
内容 ① ねばねば食品で夏バテバイバイ ② 夏野菜で生き生き生活
対象 65歳以上の市民
定員 9人
参加料 500円
持ち物 エプロン、三角巾、飲み物
申込 ① 7月21日(火)、② 8月26日(水)までに保健センター窓口または電話で申し込み。
関健康づくり課Tel24-5256



夏休み歯科相談

お子さんの歯やお口のことでお気になることはありませんか。
日時 7月29日(水) 13時～17時、8月4日(火) 9時～12時、15時～

※所得の申告をしていない場合は申告後に申請してください。
※免除および納付猶予の申請は、継続申請で承認された方を除いて原則毎年申請が必要です。保険料を未納のままにしておくと、老齢基礎年金だけではなく、障害基礎年金や遺族基礎年金なども受給できない場合があります。申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。
※学生の方は学生納付特例の納付猶予の制度があります。この制度を受けた期間は受給資格期間には算入されますが、保険料を追納しないと年金額に反映されません。
関保険医療課Tel28-8016

軽度・中等度難聴児 補聴器購入費用等助成

対象者
① 18歳未満の市民
② 両耳または片耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象外の方
③ 一時的な聴力低下ではなく、耳鼻咽喉科的治療により聴力が回復する見込みがない方
④ 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する方
助成額
障害者手帳の対象となっている方の補聴器の助成額に準じます



その他

住民基本台帳の閲覧状況の公表

住民基本台帳法に基づき住民基本台帳の閲覧状況について公表しています。
対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
閲覧件数 14件
公表方法 市立図書館の行政資料コーナーおよび市公式ホームページ(ページID:1796)
関市民課Tel28-8015

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で76回目を迎えます。
「更生保護」は、国、地方公共団体、民間が協力して、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちを支援する取り組みであり、保護司をはじめとする多くの更生保護ボランティアは、そのような人たちを地域社会で支え、再出発を助けています。日本の更生保護の取り組みは、良好な治安を支えるものとして海外でも高く評価されていますが、国民の認知度は必ずしも高くありません。社会経済の状況や地域社会、犯罪状況が大きく変化の中で、更生保護が機能して